

ニセコ町景観条例～屋外広告物関係抜粋～

平成16年3月15日

条例第14号

ニセコ町は、秀峰「羊蹄山」や「ニセコアンヌプリ」などの山系に囲まれ、町の中央を清流「尻別川」が流れる美しい四季を織り成す自然環境に恵まれた町である。

近年、社会経済の変化や地域社会の意識変化等により、廃屋や不法投棄など、まちの美観を損なう現象が目立つようになった。

良好な景観は、美しいニセコの自然や風景と調和した営みから生まれ、私たち町民をはじめ、訪れる人々にとって潤いと快適さを与えるとともに、地域の産業や文化、歴史が長い年月を経て積み重ねられたなかで築かれた貴重な財産である。

ここに、私たちは、美しく雄大なニセコの風景を守り育て、相互に連携して景観づくりを推進し、豊かな自然の恵みを将来の世代に伝えることを決意しこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観形成に関し、町、町民等、事業者及び土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め推進することにより、町民一人ひとりがニセコらしい景観を守り、つくり、育て、快適で潤いのあるふるさとの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 ニセコ町内(以下「町内」という。)に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を営む者及び事業を営もうとする者をいう。
- (3) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を行う者及び土地の区画形質の変更の計画・設計又は施工を行う者をいう。
- (4) 土地の所有者等 町内の土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 景観づくり 良好な景観を守り、つくり及び育てることをいう。
- (6) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物
- (7) 工作物 次に掲げるものをいう。

ア 門、掘、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの

イ 煙突その他これらに類するもの

ウ 物見塔その他これらに類するもの

エ 通信用鉄塔その他これらに類するもの

オ 彫刻、記念碑その他これらに類するもの

カ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設

キ 風力発電設備

ク 太陽電池発電設備

ケ その他町長が指定し、告示したもの

(8) 広告物等 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件で前2号に掲げるもの(以下「建築物等」という。)以外のものをいう。

(9) 関係住民等 開発事業に伴いその影響が懸念される町民等で規則に定める者をいう。

(10) 管理不良状態 人が使用せず、又は景観づくりに配慮した適切な管理を行っていないことにより、景観づくりに支障をきたすおそれがあると認められる土地の状態で、規則に定めるものをいう。

(11) 特定用途制限地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条及び第21条の規定により町長が告示した特定用途制限地域をいう。

(12) 景観地区 都市計画法第20条及び第21条の規定により町長が告示した景観地区をいう。

(基本理念)

第3条 町の景観づくりは、町内を流れる大小さまざまな河川や山岳景観、雄大な農村風景、市街地の緑地など町民共有の貴重な財産を喪失することのないよう、自然環境の調和と地域全体の秩序ある土地利用に配慮し推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するために、自ら景観づくりに努めるとともに、景観づくりを推進するため、必要な施策を策定し、その推進に努めなければならない。

2 町は、前項の施策の実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3 町は、町民等の景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図るため、必要な措置

を講ずる責務を有する。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、景観づくりの主体であることを認識し、自らの生活する環境の保全に努めるとともに、積極的に景観づくりに関わり、かつそれぞれの立場から景観づくりに寄与するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの活動が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その事業活動の実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(設計者等の責務)

第6条の2 設計者等は、自らの設計及び施工が地域の景観に大きな影響を与えることを認識し、その実施に当たっては、地域の景観を損ねることのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講じるとともに、景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

(土地の所有者等の責務)

第7条 土地の所有者等は、当該土地が管理不良状態により景観づくりを阻害しないよう、常に適正な維持管理に努めなければならない。

(適用区域)

第8条 この条例は、ニセコ町全域について適用するものとする。

2 前項に規定する適用の区域については、次に掲げる景観地域に分類し、それぞれの地域に適した景観形成を図るものとする。

- (1) 農村景観地域 主に農業を中心とした丘陵及び田園景観をなす地域
- (2) 市街地景観地域 住宅地域、商業地域など市街地景観をなす地域
- (3) 自然公園景観地域 支笏洞爺国立公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園の自然公園景観をなす地域

3 前項各号に掲げる地域の範囲は、規則で定める。

4 特定用途制限地域及び景観地区においては、この条例における規定のほか、別に定める条例及び都市計画法に基づく都市計画において建築物及び工作物の用途及び形態意匠等について制限するものとする。

第3章 開発事業等の適正化

第2節 屋外広告物の適正化

(屋外広告物の協議)

第40条 屋外において、看板、広告物その他これらに類するものを表示し、又は設置(以下「表示等」という。)をしようとする者(以下「広告物等表示者」という。)は、当該表示等を開始する30日前までに、規則で定めるところにより、その広告物等の規模及び表示方法等について町長と協議しなければならない。またその協議内容を変更しようとするときも同様とする。

(事前景観調査)

第41条 町長は、必要があると認められるときは、広告物等表示者に対し、当該表示等を行うことにより、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、調査を行わせることができる。

2 調査の実施に当たっては、事前に町と協議して調査を行い、報告書を提出するものとする。

(協議の審査)

第42条 町長は、第40条の規定による協議があったときは関係法令及び規則に定める審査基準により審査しなければならない。

2 町長は、前項の審査を行うときは、当該広告物等の規模及び表示方法等を勘案し、必要に応じ、審議会の意見を聴かなければならない。

(助言又は指導)

第43条 町長は、前条の規定による審査の結果、美しい景観づくりのため必要があると認められるときは、関係機関と協力のうえ、広告物等表示者及び広告物等を管理する者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(町長の同意)

第44条 町長は、第40条の規定による協議について、助言又は指導を行う必要がないと認められたとき、若しくは助言、指導に基づき必要な広告物等の規模及び表示方法等の変更がなされたときは、規則で定めるところにより、当該広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意する旨を通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定による同意について、この条例の目的を達成するために必要に応じ条件を付すことができる。

3 町長は、第40条の規定による協議について当該等が景観に著しく支障があると認めるときは、規則の定めるところにより、広告物等表示者に対し速やかに当該表示等に同意しない旨の通知をしなければならない。

4 前項の場合において、町長は、不同意の理由を明らかにするとともに、当該広告物等表

示者に対して表示等の見直しを求めるものとする。

(勧告)

第45条 町長は、広告物等表示者が次の各号のいずれかに該当したときで、町の景観に著しく支障があると認めたときは、当該広告物等の撤去等の必要な措置をとることを勧告することができる。

- (1) 第40条の規定による協議を行わないとき。
- (2) 第43条の規定による指導に従わないとき。
- (3) 第44条第3項の規定による不同意の通知を受けた広告物等表示者が当該表示等をしたとき。

2 町長は、前項の規定により勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(氏名等の公表)

第46条 町長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、審議会意見を聴いた上で、当該勧告に従わない内容及び氏名等を公表することができる。

2 町長は前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されることとなる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第47条 本節の規定は、次の各号のいずれかに該当する看板、広告物その他これらに類するものについては、適用しない。

- (1) 公職選挙法による選挙運動のために表示設置するもの
- (2) 道路標識など法令の規定により表示設置するもの
- (3) 国、地方公共団体が公共目的のために表示設置するもの
- (4) スポーツ大会又は文化事業のために主催者等が表示設置するもの
- (5) 祭典その他年中行事等のために表示設置するもの
- (6) 営利を目的としないで、次に掲げるもの

ア 交通安全、公衆衛生、火災警報その他公益に関する宣伝周知のためにするもの

イ 会合その催物に関するもの

ウ はり紙、はり札、立看板及び広告幕類

エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(屋外広告物の協議)

第32条 条例第40条の規定による協議を行おうとする者は、屋外広告物表示等協議書(様式第27号)2通に、別表2に掲げる図書2通を添えて協議を行うものとする。

(屋外広告物の審査基準)

第33条 条例第42条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 自家用広告物又は案内用広告物に限られること。
- (2) 動光、点滅照明その他これに類する設備を備えていないものであること。
- (3) 地上広告物にあつては、次の基準を満たしていること。
 - ア 一面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内であること。
 - イ 高さは4メートル以下であること。
- (4) 屋上広告物にあつては、次の基準を満たしていること。
 - ア 一面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内であること。
 - イ 地上からの高さが10メートルを超える場合は、建築物の高さの3分の2又は10メートルのいずれか小さい数値以下のものであること。
- (5) 壁面広告物にあつては、表示面積が取付け壁面の3分の1又は8平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。
- (6) 立看板にあつては、縦2.5メートル以下(脚の長さを含む。)横0.9メートル以下で、道路と並行に立てかけられるものであること。ただし、電柱を利用しないものに限ること。
- (7) のぼり、旗等にあつては、次の基準を満たしていること。
 - ア 表示面積が0.8平方メートル以内であること。
 - イ 高さは3メートル以下であること。
 - ウ 複数個を掲出する場合にあつては、各々の間隔を5メートル以上保っていること。

エ 道路に面した場所に設置する場合にあっては、路端から1メートル以上後退させていること。

(屋外広告物の表示等に関する同意等の通知)

第34条 条例第44条の規定による屋外広告物表示等の協議について、同意する又は同意しない旨の通知は、屋外広告物表示等協議結果通知書(様式第28号)によるものとする。

(勧告)

第35条 条例第45条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(氏名の公表)

第36条 条例第46条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町公告式条例(昭和25年ニセコ町条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

- (1) 広告物等表示者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 広告物等表示者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 広告物等を表示等している場所
- (4) 勧告の内容

別表2(第32条関係)

協議書の種類	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
屋外広告物表示等協議書	付近見取図	2,500分の1以上	方位及び道路、河川等の目標となるもの
	配置図	200分の1以上	方位、縮尺、敷地境界線、道路の位置及び幅員並びに建築物等の位置
	立面断面図	50分の1以上	形状、寸法、材料、構造、意匠、掲出位置を表示、色見本を添付すること。
	現況カラー写真	2方向以上	敷地及び敷地周辺の状況
	完成予想図		

○屋外広告物法

(昭和二十四年六月三日)

(法律第百八十九号)

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。